



～事業者(借り主)向け～ 国の家賃支援給付金の上乗せ支給 草津市家賃支援給付金

市独自

最大個人50万円
法人100万円

申・問 商工観光労政課(4階) ☎561-2351、☎561-2486

「草津市家賃支援給付金」の申請には、国の「家賃支援給付金」の給付決定を受けていることが必要です。

給付要件

- ①国の「家賃支援給付金」の給付決定を受けていること
- ②申請する支払賃料は、国の「家賃支援給付金」の給付決定の対象であること
- ③法人:令和2年4月1日以前から申請日に至るまで、**市内に本店を登記している法人**であること
個人:令和2年4月1日以前から申請日に至るまで、**市内に住民登録を有している個人**であること
- ④市内に所在する建物・土地の支払賃料であること
- ⑤令和2年1月31日時点で市税の滞納がないこと



支給額

国の給付額のうち、**市内に所在する建物・土地の支払賃料に対して給付された額**の6分の1
(法人の場合:最大100万円、個人の場合:最大50万円)

		草津市 支給額
法人	75万円以下	支払賃料(月額)×3分の1×2倍
	75万円超 225万円以下	『25万円+「支払賃料(月額)の75万円の超過分×6分の1』×2倍
個人事業主	37万5千円以下	支払賃料(月額)×3分の1×2倍
	37万5千円超 112万5千円以下	『12万5千円+「支払賃料(月額)の37万5千円の超過分×6分の1』×2倍

申請方法

来年2月26日(金)まで(消印有効)に、オンラインか郵送で郵送の場合は審査に時間を要するため、**なるべくオンラインからの申請をお願いします。**必要書類や詳しい申請方法は、インターネットからご確認ください。



草津市家賃支援給付金 [検索](#)



ハイ! **消費生活相談員**です 274



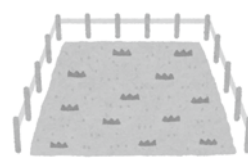
問 消費生活センター(1階)
☎561-2353
相談時間 9:00~16:30

げんや 原野商法の二次被害に注意!!

原野商法とは、1970年代から1980年代にかけて、新聞の折り込み広告や雑誌の広告などを、ほとんど価値のない土地(原野)を「将来必ず値上がりする」と高値で売りつける商法で、当時、社会問題となりました。この原野の持ち主を狙って、新たな詐欺被害が発生しています。

【事例1】突然、自宅に不動産業者を名乗る人が来て「あなたの土地を売りたいという人がいるので売ってほしい」と言われ、売却することにした。契約内容の詳細は説明されず「手続き費用」や「税金対策」の名目でお金を請求され支払った。契約内容をよく確認すると、新たな原野の購入契約をさせられていた。

【事例2】原野を売却するための費用を工面するため、自宅を売るよう言われ、契約したがやめた。



訪問販売や電話勧誘販売での原野などの取り引きは原則、クーリング・オフなどが記載された契約書面の交付が義務付けられています。契約書面を受領後、8日以内はクーリング・オフができます。原野商法の二次被害に遭うケースが非常に目立ちます。一度お金を支払ってしまえば取り戻すのは大変困難です。少しでも不審に思ったら、契約せず、お金も払わないようにしましょう。何か不審なことあれば、消費生活センターへ相談しましょう。

【アドバイス】
◎「土地を買い取る」「手続きのお金が必要」などと言われても、すぐにお金を支払わない。
◎宅地建物取引業の免許を持っていても、悪質な勧誘などを行う事業者もいるので注意が必要。
◎根拠が分からない請求書が届いてもお金を支払わない。(裁判所からの特別送達を除く)

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者の皆さんへ 令和3年度の固定資産税・都市計画税を軽減します

問 制度について:中小企業庁固定資産税等の軽減相談窓口 ☎0570-077322
市の申告書様式などについて:税務課(1階) ☎561-2310、☎561-2479

概要

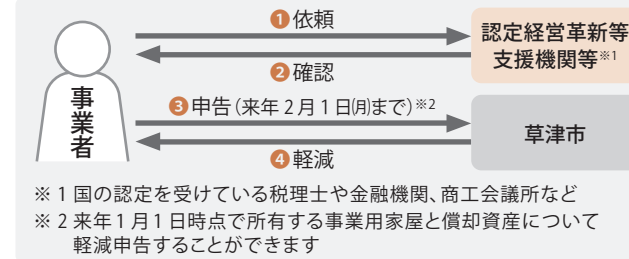
中小企業・小規模事業者(個人事業主も含まれます)の税負担を軽減するため、事業者の所有する事業用家屋と設備(償却資産)の、令和3年度の固定資産税や都市計画税を、事業収入の減少率に応じ、軽減します。

令和2年2月~10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の対前年同期比減少率	軽減率
50%以上	全額
30%以上 50%未満	2分の1

対象

- 対象となる中小企業・小規模事業者
 - ・資本金または出資金の額が1億円以下の法人
 - ・従業員1,000人以下の資本または出資を有しない法人
 - ・従業員1,000人以下の個人事業主
 - ※ただし、大企業の子会社などは対象外
- 対象となる税金
 - ・設備等の償却資産および事業用家屋に対する令和3年度分の固定資産税
 - ・事業用家屋に対する令和3年度分の都市計画税
 - ※事業用であっても、土地に対する税金は軽減の対象外

手続き



- 1、2 軽減措置の対象となる確認
「認定経営革新等支援機関等」の確認を受ける必要があります。軽減申告書などの必要書類を同機関に提出し、確認を得てください。
- 3 申告
軽減申告書、確認を受けた書類一式を市役所に提出。申告の期限は、来年2月1日(月)を予定しています。

必要な書類

- ・軽減申告書(市ホームページからダウンロードしてください)
- ・収入減を証明する書類(会計帳簿や青色申告決算書の写しなど)
- ・令和3年度償却資産申告書
- ・特例対象家屋の事業用割合を示す書類(所得税青色・白色申告決算書などの公的書類)
- ・登記簿謄本の写しなど資本金を確認するための資料(法人のみ)
- ・その他、軽減の対象となることを証明する書類の写し

国民年金の受給資格期間が不足している場合

国民年金の任意加入

60歳までに、老齢基礎年金の受給資格期間が満たない場合や、納付期間が少ないために老齢基礎年金を満額受給できない場合、任意加入の申し出により、保険料が納付できます。

対 60~65歳の人

- 他 ●昭和40年4月1日以前に生まれた人で、70歳まで納付すれば受給資格を満たす場合に限り、65歳を過ぎても特例で任意加入ができます
- ・海外に住所のある日本国籍の人も任意加入できます
- ・公的年金(厚生年金・共済組合)の加入期間中は任意加入できません
- ・保険料は、原則、口座振替での納付です

申 金融機関の通帳と届出印を持って、直接

申・問 保険年金課(1階) ☎561-2367、☎561-2480

日本年金機構 草津年金事務所 国民年金課(西渋川一)
☎567-2220、☎562-9638

法務局で自筆証書遺言書の保管ができます

7月10日から法務局で自筆証書遺言書保管制度が始まりました。遺言書の紛失や改ざんを防止することができ、家庭裁判所の検認も不要になります。

詳しくは、大津地方法務局供託課にお問い合わせください。

問 大津地方法務局 供託課(大津市)

☎522-4831、☎522-5601

長寿いきがい課(1階)

☎561-2362、☎561-2480